

議案第255号

投票所における車両誘導中の事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、投票所における車両誘導中の事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

投票所における車両誘導中の事故による損害賠償額の決定について

投票所における車両誘導中の事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市南区 [REDACTED] [REDACTED]	252,839円

2 事件の概要

平成29年10月22日午前11時35分頃、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所である市営野多目一丁目住宅の集会所の駐車場において、南区選挙管理委員会からの依頼を受けて車両誘導業務に従事していた者が、相手方 [REDACTED] 氏所有の普通乗用自動車を誘導しようとした際、持っていた手旗の持ち手部分が当該車両に接触してこれを破損させ、損害を与えたものである。